

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和2年第9回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和2年9月30日(水)		
開催時間	午後3時00分～午後3時03分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	浅井 えり子 委員	河本 孝美 委員
	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	吉川 正 教育指導課長	本岡 寛子 教育改革担当部長	宮本 博之 学校運営部長
	森田 剛 学校支援課長	五十嵐 隆 学校適正配置担当課長	半貫 陽子 学務課長
	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	川口 真澄 待機児対策室長
	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長	門藤 敦良 支援管理課長	楠山 慶之 教育相談課長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 田中 靖夫 学校改築担当部長 島田 裕司 子ども施設運営課長 下河邊 純子 青少年課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 臺 富士夫 学校施設課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和2年9月30日

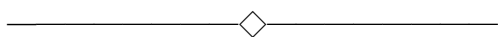
第9回足立区教育委員会臨時会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから本年第 9 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第 1、第 7 3 号議案を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 7 3 号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 7 3 号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元資料 3 ページをご覧ください。件名所管部課名は記載のとおりでございます。

本議案は、5 月 1 8 日から実施いたしました足立区育英資金制度の緊急対策について、今なお新型コロナウイルス感染症の経済的影響が大きいことから、更なる対策を実施するために必要な規程を整備するための条例改正でございます。

条例改正の内容は、項番 2 に記載のとおりでございますが、制度拡充の概要をご理解いただくため、5 ページの資料に基づいて説明をさせていただきます。

これまで、実施してきました緊急対策は、5 ページ左に記載の「返済猶予」「特別貸付」「免除条件付緊急貸付」の 3 つでございます。項番

1、2 の対策は、現在も引き続き実施中でございます。項番 3 の「免除条件付緊急貸付」は、5 月 1 8 日現在、足立区育英資金を貸付中の大学等の在校生 1 1 3 名のうち、1 1 0 名から申し込みがあり、すでに貸付を実施いたしました。申し込みを辞退した 3 名につきましては、「償還免除の条件に該当せず、借金になる可能性がある。」あるいは、「今の自分には必要ないので辞退する。」などの確認をとっており、対象者全員のフォローはできております。項番 2 の特別貸付は、現時点で 6 名の申請がありましたが、この 6 名を含めまして今後新たに特別貸付を希望する方に対しても、項番 3 の免除条件付緊急貸付の対象となることが可能となるよう、条例改正をしたいと考えております。この免除条件付緊急貸付は、大学等を正規の修業年限で卒業すれば、1 0 万円分の追加貸付分が償還免除になる、というものでございます。条例改正の施行年月日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 7 3 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第 7 3 号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することといたします。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第 9 回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午前 3 時 3 分開会

令和 2 年 第 9 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和2年9月30日 水曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第1 第73号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について	2

第 7 3 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 3 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則第 3 条中「令和 2 年 5 月 1 8 日」を「追加貸付の申請時」に改め、
「、追加貸付の申請時において」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に追加貸付を受けた者に係る追加貸付の資格につ
いては、なお従前の例による。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等の修
学が困難な方に対し、緊急支援として特別貸付を行っているが、新型コロ
ナウイルス感染症の経済的影響が大きいことから、特別貸付者に対しても、
追加貸付（免除条件付緊急貸付）を行うため、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。

第 7 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 9 月 3 0 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等の修学が困難な方に対し、令和 2 年 5 月 1 8 日から緊急支援として特別貸付を行っているが、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が大きいことから、特別貸付者に対しても、追加貸付（免除条件付緊急貸付）を行うため、育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（P 4 新旧対照表を参照） 附則第 3 条中「令和 2 年 5 月 1 8 日」を「追加貸付の申請時」に改め、「追加貸付の申請時において」を削る。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>4 制度拡充の概要（参考） P 5 のとおり。</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附 則 第1条及び第2条 (省略)</p> <p>(追加貸付の資格) 第3条 前条の貸付(以下「追加貸付」という。)を受けることができる者は、<u>令和2年5月18日</u>において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年次及び5年次に限る。)の学資金の貸付を受け、かつ、<u>追加貸付の申請時</u>において、これらの大学等に在学している者でなければならない。</p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附 則 第1条及び第2条 (省略)</p> <p>(追加貸付の資格) 第3条 前条の貸付(以下「追加貸付」という。)を受けることができる者は、<u>追加貸付の申請時</u>において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年次及び5年次に限る。)の学資金の貸付を受け、かつ、これらの大学等に在学している者でなければならない。</p> <p>付 則(この改正によるもの) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前に追加貸付を受けた者に係る追加貸付の資格については、なお従前の例による。</p>

新型コロナウイルス対策 足立区育英資金【現行】

1 返済猶予

- (1) 対象者 現在、育英資金を償還している社会人約590名のうち、償還猶予を希望する者
- (2) 猶予期間 毎月15日（閉庁日の場合は直近の開庁日）までの受付分について当月分から令和3年5月分までを償還猶予
※最大1年間猶予（令和2年6月分～令和3年5月分）
- (3) 償還再開 令和3年6月分から自動的に償還再開
- (4) 申請期間 5月18日～12月15日
- (5) 申請方法 学務課から対象者に申出書を郵送後、当該申出書を学務課へ郵送にて提出

2 特別貸付【大学・短大生・専門学校生対象では23区初】

- (1) 対象者 大学・短大・専門学校の在校生100名
- (2) 対象期間 令和2年4月分～令和3年3月分の修学金
令和3年度以降も貸付を希望した場合、一般の育英資金の条件を満たしていれば貸付を継続
- (3) 貸付金額 私立大学等54万円 国公立大学等42万円
- (4) 申請期間 5月18日～12月15日（100名先着順）
- (5) 申請方法 郵送または窓口にて申請書・在学証明書・連帯保証人2名の納税証明書を提出

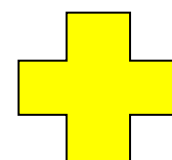
3 免除条件付緊急貸付【大学・短大生・専門学校生対象では23区初】

- (1) 対象者 足立区育英資金を貸付中の大学・短大・専門学校の在校生約100名のうち、追加貸付を希望する者
- (2) 貸付金額 10万円を追加貸付
- (3) 償還免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を償還免除
- (4) 申請期間 5月18日～6月30日
- (5) 申請方法 学務課から対象者に申請書を郵送後、当該申請書を学務課へ郵送にて提出

新型コロナウイルス対策 足立区育英資金【拡充後】

1 【継続】返済猶予

2 【継続】特別貸付



【拡充】免除条件付緊急貸付

- (1) 対象者 足立区育英資金特別貸付を貸付中の大学・短大・専門学校の在校生100名のうち、追加貸付を希望する者
- (2) 貸付金額 10万円を追加貸付
- (3) 償還免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を償還免除
- (4) 申請期間 12月15日まで
- (5) 申請方法 郵送または窓口にて申請書等を提出

※ すでに特別貸付を申請している方も対象とし、別途案内する。